

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(部局に置く事務部)</p> <p>第17条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、生命科学研究所、地球環境学、人文科学研究科、再生医科学研究科、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、附属図書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事務部を置く。</p> <p>2 } (略)</p> <p>7 }</p> <p>8 工学研究科に置く事務部は、<u>国際融合創造センター</u>及び福井謙一記念研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、工学研究科事務部とする。</p> <p>9 } (略)</p> <p>13 } (後 略)</p>	<p>(部局に置く事務部)</p> <p>第17条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>7 }</p> <p>8 工学研究科に置く事務部は、<u>産官学連携センター</u>及び福井謙一記念研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、工学研究科事務部とする。</p> <p>9 } (同 左)</p> <p>13 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年7月1日から施行する。</p>